

「村山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

令和5年9月28日一部変更（要旨）

1 変更の理由

「農業経営基盤強化促進法」の改正及び「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴い、これらの改正・変更内容を踏まえ、主に「地域計画の策定」とこれに基づく農地利用の集積・集約化や担い手の確保・育成を図る考え方・手法などの事項について加筆・修正し、変更を行う必要があるため。

【基本構想とは】

国の農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が定める基本方針に即し、市町村が概ね5年ごとにその後の10年間を見通した農業経営基盤の強化の促進に関し、農業経営にかかる各種の指標、担い手の確保・育成の考え方・手法、担い手への農用地の利用集積などについて、基本となる方向性を構想として定めるもの。

この基本構想に基づき、農業経営改善計画（認定農業者）と青年等就農計画（認定新規就農者）の認定を行っている。

【基本構想の構成】

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市の農業の現状
- 2 **本市の農業構造（新規）**
- 3 経営体育成の必要性
- 4 経営体育成の方向
- 5 分野別推進方向

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

年間総労働時間	専門的農業従事者1人当たり概ね1,900時間
年間農業所得	専門的農業従事者1人当たり概ね400万円

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

年間総労働時間	専門的農業従事者1人当たり1,200時間以上の概ね1,900時間
年間農業所得	専門的農業従事者1人当たり200万円以上

第3 農業を担う者の確保・育成に関する事項（新規）

- 1 農業を担う者の確保・育成の考え方
- 2 担い手創造推進協議会の体制及び運営方針
- 3 市が主体的に行う取組み
- 4 関係機関の主な役割分担
- 5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体の利用集積面積の割合	90%
--------------------------	-----

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 **農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項（新規）** ※地域計画推進事業関係
- 2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 3 利用権設定等促進事業に関する事項
- 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- 6 その他の事業に関する事項

第6 その他

2 変更の概要

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

2 本市の農業構造（新規）

… 県基本方針の構成にならない、新たに項目を設置。

- 農業経営耕地面積、総農家数、農業経営体数、農業就業人口、平均経営耕地面積等の現状にかかる各数値とその内訳などについて記載。

区分	令和2年	平成27年
農業経営耕地面積	3,258ha	3,389ha
うち、水田	2,568ha	2,493ha
畑	465ha	620ha
樹園地	225ha	276ha
総農家数	1,896戸	2,356戸
うち、販売農家	1,127戸	1,524戸
農業経営体数	1,165経営体	1,524経営体
うち、法人経営体	22経営体	14経営体
農業就業人口	1,534人	2,396人
うち、40歳未満	65人	109人
70歳以上	823人	1,229人
平均経営耕地面積	2.80ha	2.17ha

- 地域における農業者の話し合いによる地域計画の策定・見直しに基づく担い手への農地利用の集積・集約化の必要性について記載。

第3 農業を担う者の確保・育成に関する事項（新規）

… 県基本方針の構成にならない、新たに項目を設置。

- 農業を担う者の担い手確保・育成の考え方・手法として、従来の認定農業者や認定新規就農者を担い手の核としながら、小規模農家、兼業農家、半農半Xほか多様な人材の確保、その他労働力の確保の方向性などについて記載。
- 市の推進組織である「担い手創造推進協議会」の体制及び運営方針、市が行う主体的な取組み、関係機関の主な役割分担などの推進体制について記載。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項（新規）

… 県基本方針の記載変更に基づき、各項目の内容を更新。

- 農地集積の推進方向として、地域計画の策定・見直しを踏まえた農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化の必要性について記載。
- 上記の推進体制として、地域計画と併せて作成する目標地図に位置付けられた担い手への効率的な農地集積の関係機関連携による推進とこれによる担い手の経営改善に対する適切な指導、研修機会の提供などについて記載。
- 上記ほか地域計画に関し、策定にかかる協議の場の設置方法、計画区域の基準、計画に基づく利用権の設定の進捗管理などについて記載。

上記ほか基本構想全体に関して（更新・削除）

- 県基本方針にならない、構成を全体的に調整・更新。
- 本文中の各項目の内容について、現状・今後の施策の方向性等に基づき、全体的に記載を更新。
- 本文中の各項目の数値について、現状値・目標値に更新。
- 「農業生産法人」との記載を「農地所有適格法人」に更新。
- 「農地利用円滑化事業」及びこれに関係する記載を削除、「農地利用円滑化団体」との記載を「農地中間管理機構」に更新。